

# インターンシップ等実習にかかる誓約書

令和 年 月 日

堺市長 永 藤 英 機 様

教育機関名

生徒氏名

(以下、生徒が成年年齢に達していない場合のみ)

保護者氏名

私は、堺市においてインターンシップ等実習に参加するにあたり、堺市インターンシップ等実習実施要領の規定及び下記の事項を厳守することを誓います。

## 記

- 1 実習期間中は、職場秩序を守り、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 条例やその他の諸規則を固く守り、市の職務の信用を傷つけるような行為、不名誉となる行為及び市の営む事業を阻止するような言動は行いません。
- 3 堺市情報セキュリティ基本規程、堺市情報セキュリティ対策基準要綱、堺市行政情報ネットワークシステムに関する情報セキュリティ実施手順及び利用する各業務システムの実施手順を遵守します。
- 4 実習期間中に知り得た機密や重要事項の守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しません。実習終了後についても同様とします。また、外部掲示板等（民間企業等が提供するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む。）に情報の書き込み等を行いません。

- 5 実習期間中は、特定の政治政党、企業、団体の利益のための行為は行いません。
- 6 実習担当者、受入所属長及び受入担当者等の堺市職員の指導、監督、助言等に従います。
- 7 無断で欠席、遅刻、早退はいたしません。病気等で予定されていた実習を欠席する場合には、事前に実習担当者もしくは受入担当者にその旨連絡します。事前の連絡ができない相当の事由がある場合は、当該事前の連絡に代えて、当該事由が消滅した後に速やかに実習担当者もしくは受入担当者にその旨連絡します。
- 8 実習の成果として論文等の外部に公表等をする場合には、事前に受入れ所属長及び総務部人事課参事（人材開発担当）の承認を得ます。
- 9 実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先と自宅の往復行為の途上において、災害を受けた場合及び故意あるいは過失により堺市もしくは第三者に対して損害を与えた場合は、その責を負います。また、万一事故等により実習者本人が被害を受けても貴市に損害賠償などの要求は一切しません。
- 10 賃金、勤務手当、その他実習に伴う経済的負担（居住地からの実習場所までの交通費、実習期間中の交通費、滞在費、食事代、保険料、通信費等）は、市に一切請求しません。